



2026年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社トクヤマ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 井上 智弘
(コード番号 4043 東証プライム)
問合せ先 広報・IR グループリーダー 小澤 浩二
(TEL 03-5207-2552)

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続 および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）および執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。取締役と併せて以下「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続および一部改定に関する議案を2026年6月26日開催予定の当社第162回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象に、取締役等の役位および業績目標の達成度に応じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付および給付（以下「交付等」といいます。）を行う制度です。
当社は、本制度が会社業績との連動性が高く、かつ、透明性・客観性の高いものであり、当社グループの中長期的な会社業績および企業価値の向上に対するインセンティブとして引き続き有効であると考えられることから、本日開催の取締役会において、本制度を継続することを決議いたしました。
- (2) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や業績に応じて、取締役等に当社株式等の交付等を行う制度です。
- (3) 本制度の継続にあたっては、下記2.に記載のとおり、本定時株主総会における承認を得ることを条件として、当社が既に設定している信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間を延長するとともに、制度の内容を一部改定するものとします。
- (4) なお、本制度の継続および一部改定については、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議を経ております。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、本定時株主総会における承認を得ることを条件として、本信託の信託期間を延長するとともに、制度の内容を一部改定します。改正後の本制度の内容は以下のとおりです。

なお、以下に記載のない項目については、2018年に導入し、2021年に一部改定した本制度の基本的な内容を維持します。

(1) 延長後の信託期間

延長後の本信託の信託期間は、2026年9月1日（予定）から2031年8月末日（予定）までの5年間とします。

延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が制定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長し、当社は本定時株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本定時株主総会で承認決議を得た、当該新たな対象期間において本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(2) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

当社は、信託期間中の毎年一定の時期（延長後最初の時期については2027年6月頃を予定）に、取締役等に対し、役位および業績目標の達成度に応じて、以下の算定式により計算されるポイントを付与します。ただし、配当を行わなかった年度においてはポイントを付与しないものとします。

(ポイントの算定式)

役位別に定める株式報酬基準額 ÷ 対象期間開始月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て） × 業績連動係数（※1）

（※1）業績評価指標の達成度に応じて0～150%の範囲で決定します。なお、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの対象期間においては、業績評価指標は、連結営業利益率およびROEとします。2032年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間における業績評価指標および変動幅は、その時点の中期経営計画をふまえて取締役会が決定するものとします。

取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、対象期間終了後、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じ、1ポイントにつき当社株式1株（1ポイント未満の端数は切り捨て）として決定します。

なお、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数（下記（4）に定めます。）を調整します。

(3) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

取締役等は、原則として、対象期間の最終事業年度末日直後の7月頃（ただし、信託期間中に取締役等が退任した場合は退任後一定の時期）に、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が退任した場合は、その時点の累積ポイントに応じて当該取締役等に対し当社株式等の交付等が行われるものとします。また、取締役等が死亡した場合は、その時点の累積ポイントに応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点の累積ポイントに応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

(4) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付される当社株式等の上限数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数は、本定時株主総会において決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 本信託に拠出する信託金の合計上限額

2億6,000万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額（※2）

（※2）信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額

② 信託期間に本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数

9万6,000株に新たな対象期間の年数を乗じた株数（※3）

（※3）交付等が行われる当社株式等の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえ、直近の株価等を参考に設定しています。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金および交付株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(8) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取り扱い

対象期間における目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更および本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用することがあります。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分については、当社および制度対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2018年9月（2026年8月に変更予定） |
| ⑧信託の期間 | 2018年9月3日～2026年8月末（上記変更により2031年8月末まで延長予定） |
| ⑨延長後の対象期間 | 2026年4月～2031年3月 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限 | 13億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2026年8月6日（予定）～2026年9月4日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上